

平成18年3月31日 国営管第496号

官庁営繕部所掌の工事請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理
手続要領の制定について

指名停止等措置に係る苦情処理手続については、「公共工事に関する入札契約の適正化について」（平成17年11月2日中央建設業審議会入札契約の適正化に関する検討委員会）のⅡ．Ⅲ）3．（1）において、指名停止を苦情処理の対象に含めるよう指摘されたところであり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において平成18年2月14日付けで「指名停止等措置に係る苦情処理手続中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が採択されたところである。

については、同モデルを受け、別紙のとおり「官庁営繕部所掌の工事請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」を定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

別紙

官庁営繕部所掌の工事請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年4月1日付け建設省営管第124号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（第5第1項及び第11条第1項において「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3 官庁営繕部長は、措置要領第6第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 官庁営繕部長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立をすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項及び第8において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
 - 二 申立てに係る措置
 - 三 申立ての趣旨及び理由
 - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - 一 指名停止 当該指名停止の期間内
 - 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5 官庁営繕部長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第6 官庁営繕部長は、第4第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第7 官庁営繕部長は、第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下をする場合には、第5第1項又は第6の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8 官庁営繕部長は、第5第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第9 第5第1項の規定による回答又は第6の規定による却下に不服がある者は、官庁営繕部長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 指名停止 当該指名停止の期間内（第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

二 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

（入札監視委員会に対する審議依頼）

第10 官庁営繕部長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第11 官庁営繕部長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い官庁営繕部長が講じようとしている措置の概要

（再苦情申立ての却下）

第12 官庁営繕部長は、第9第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13 官庁営繕部長は、第11第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

1 この通知は、平成18年4月1日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

(国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会の運営についての一部改正)

2 「国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会規則」の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）

ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

別記様式6の2を次のように改める。

2 再苦情申立ての対象となる工事等の件名〔又は指名停止等措置〕

工事名 ○○○○○○工事

〔平成○年○月○日付け国○契第○号による指名停止措置〕